

議員提出議案「鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、提案者の少数会派5名代表して提案理由の説明をいたします。

議員とは、多様な立場、環境で生活する県民の代表であり、民主主義が適切に機能するためには議員の多様性は欠くべからざる要素であります。

多様な背景をもつ老若男女の議会参画を確保するためには、議員の活動を支える一定程度の報酬の保証は重要であります。

しかしながら、本県の現状は厳しい財政運営を強いられているばかりではなく、県内の経済・雇用情勢も冷え込んだまま、本格的な改善の兆しはいまだ見えない状況にあります。そのため民間の給与水準も低迷または引き下げの状況にあり、それに合わせて県職員給与は、平成20年度と21年度の2年間にわたり引き下げ改定がおこなわれ、同時に知事・教育長など特別職の給与等についても引き下げられたところでもあります。

鳥取県議会議員においては、県民の生命・財産を守り、生活向上を図ることを使命と考え、現下の県経済・雇用回復に責任をもって臨みたい。そのためにも、民間給与に合わせて引き下げた職員給与にならない、議員報酬の更なるカットをおこなうべきであります。我々はこのことで県民と痛みを分かち合い、経済・雇用回復を図る議会活動の励みとしたい。

具体的には、職員の給料等と同様、議員報酬についても、平成20年4月からの4.8%、21年1月からの3.5%、22年1月からの3%のそれぞれを減じた分、10.8%をカットする条例改正案を提出いたします。なおこの改正は、現議員の残り任期を基本とするものであり、来年の改選後については、新しい議会の議員で新たな議論をしていただきたいと考えます。

また、カットにより生じた財源は、総額年間5000万円余りとなりますが、生活困窮者対策や県内経済・雇用の回復に少しでも役立てていただきたい、そのような願いをもって提案させていただくことを申し添え、提案理由の説明といたします。